

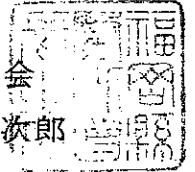
福岡県医発第417号(地)

平成15年 5月23日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検査体制について（第2報）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）の対応につきましては、「重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検査体制について」（平成15年4月11日付福岡県医発第115号(地)）等で貴会へお知らせいたしておりますが、今般、本症候群の検査体制について、別紙のとおり対応される旨、福岡県保健福祉部より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

公印省略

15 健結第85号
平成15年5月14日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検査体制について（第2報）

日頃より、本県の感染症対策においては、御協力いただき心より御礼申し上げます。

重症急性呼吸器症候群（SARS）の対応については、「重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検査体制について」（平成15年4月10日15健結第17号）等で貴会員に対する周知をお願いしたところです。

このたび、本症候群の検査体制について、別紙のとおり対応することとしましたので、貴会員への周知をお願いします。

検査体制

I 除外診断のための検査

「疑い例」以上の除外診断のための検査は、原則的に病院検査部等において、通常の病原体取り扱いに準じてバイオセーフティレベル（BSL）2で、既知の肺炎を起こす（異型肺炎含む）病原体について検査を行う。

これには、一般細菌培養、迅速診断法（連鎖球菌など一般細菌、レジオネラ、クラミジア、マイコプラズマ、アデノウィルス、インフルエンザウィルス、RSウィルス、その他状況に応じて行う）、血清学的方法（マイコプラズマ、クラミジア）を含む。

除外診断のための検査は、それぞれの医療機関の判断によって実施し、医師が他の疾病と診断した場合など、検査の必要がないと判断された場合は除く。

II 特異的検査

「疑い例」以上の場合、医療機関は管轄保健福祉環境事務所と協議の上、必要に応じ福岡県保健環境研究所及び国立感染症研究所にSARSに関する特異的検査を行う。（福岡県保健環境研究所及び国立感染症研究所への依頼については保健福祉部健康対策課より行う）

【参考】

現時点で、福岡県保健環境研究所で行う特異的検査は、分子生物学的検査法（PCR）及び細胞培養（ウィルス分離）法とする。

なお、検査結果については、国立感染症研究所での結果判明後の通知となる。

検査材料の輸送

I 検体輸送の流れ

特異的検査を実施することになった場合、検体提出医療機関を管轄する保健福祉環境事務所が医療機関まで検体を受け取りに行き（この際、抗体検査用血清については医療機関で血清分離を行っていただくよう依頼しておく）、福岡県保健環境研究所に搬入する。福岡県保健環境研究所は特異的検査を実施するとともに、検体を一次・二次・三次容器に入れ、下記留意点に従い、国立感染症研究所に検体を輸送する

II 輸送等に当たっての留意点

検査材料を国立感染症研究所に輸送するに当たっては、必ず事前に国立感染症研究所に問い合わせ、ID番号を受ける。その後ウィルス3部第1室に連絡し、到着日、輸送手段などについて、確認する。